

凡例

- 事業計画地
- 受信障害対策済み範囲
- しゃへい障害予測範囲
- 大阪局
- 神戸局
- テレビ電波到来方向

※1 受信障害対策済み範囲は電波障害発生エリア付近のみのものを表しており、全て表記しているものではない。  
 ※2 本図は環境影響評価準備書の記載内容を縮尺を変更して再掲したものである。

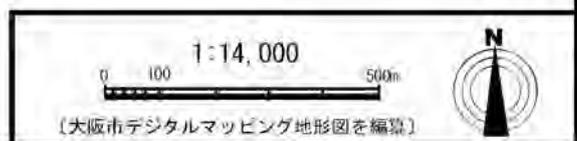
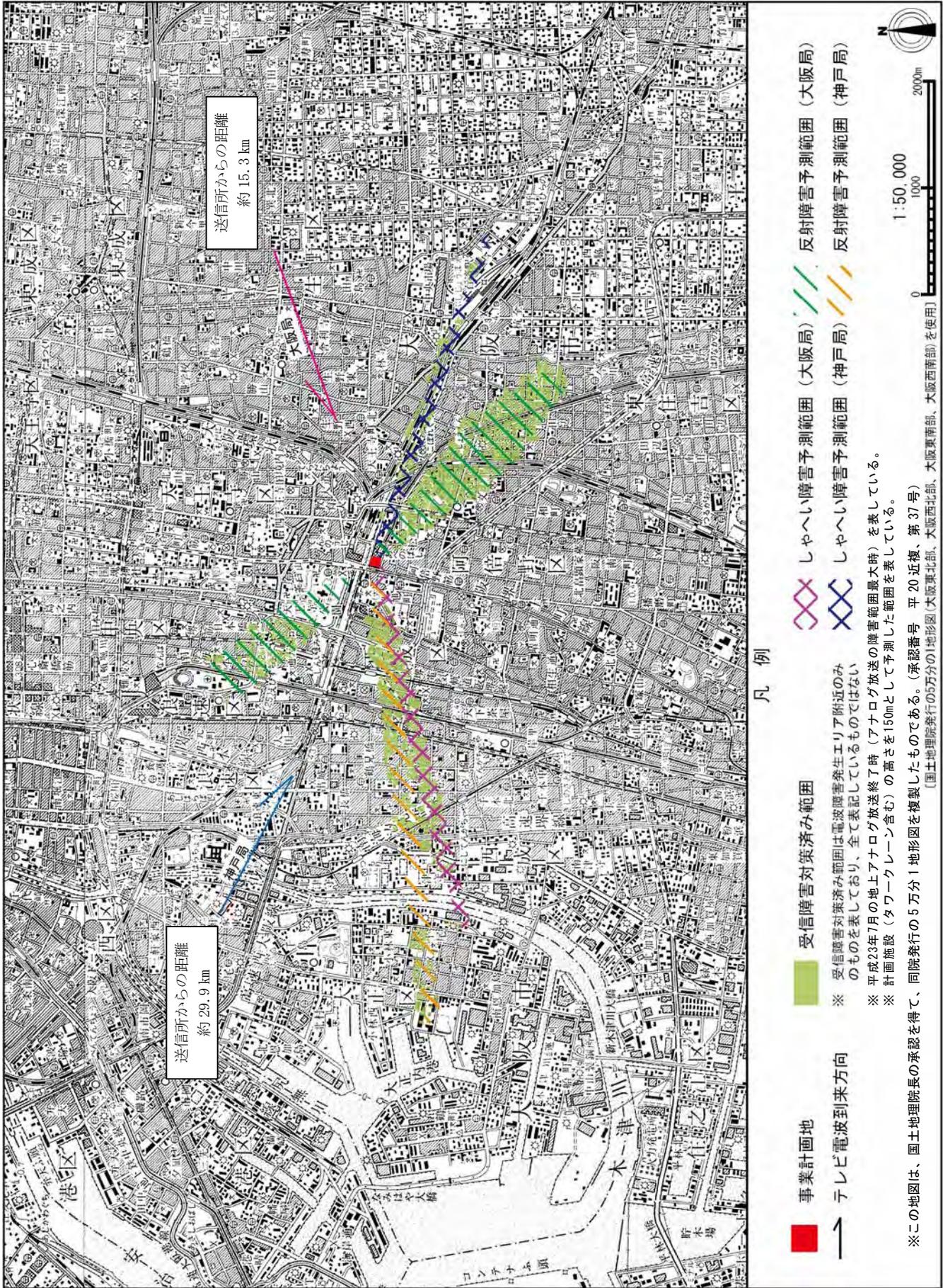


図 5.8.5 環境影響評価準備書での電波障害予測結果（地上デジタル放送）



凡例

- 事業計画地
- テレビ電波到来方向
- ▨ 受信障害対策済み範囲
- ▨ しゃべい障害予測範囲（大阪局）
- ▨ しゃべい障害予測範囲（神戸局）
- ▨ 反射障害予測範囲（大阪局）
- ▨ 反射障害予測範囲（神戸局）

※ 受信障害対策済み範囲は電波障害発生エリア附近のもののみを表しており、全て表記しているものではない  
 ※ 平成23年7月の地上アナログ放送終了時（アナログ放送の障害範囲最大時）を表している。  
 ※ 計画施設（タワークレーン含む）の高さを150mとして予測した範囲を表している。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の承認を得、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平 20 近複、第 37 号）  
 （国土地理院発行の5万分1地形図（大阪東北部、大阪西中部、大阪東南部、大阪西南部）を使用）

図 5.8.6 電波障害予測結果（地上アナログ放送）